

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年2月14日

【会社名】 セコム株式会社

【英訳名】 SECOM CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 尾 関 一 郎

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

【電話番号】 03(5775)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務本部長 長 尾 誠 也

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

【電話番号】 03(5775)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務本部長 長 尾 誠 也

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 5,492,864,400円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
セコム株式会社 大阪本部  
(大阪市城東区森之宮一丁目6番111号)  
セコム株式会社 神奈川本部  
(横浜市西区北幸二丁目10番39号)  
セコム株式会社 中部本部  
(名古屋市東区主税町二丁目9番地)  
セコム株式会社 兵庫本部  
(神戸市中央区海岸通一丁目2番31号)  
セコム株式会社 東関東本部  
(千葉市美浜区新港14番地2)  
セコム株式会社 西関東本部  
(さいたま市大宮区土手町二丁目15番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年2月14日に、事業年度第63期第3四半期（自2023年10月1日 至2023年12月31日）の四半期報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2023年6月27日付で提出した有価証券届出書（2023年6月30日付、2023年8月9日付、2023年8月14日付、2023年11月9日付、2023年11月14日付及び2024年2月8日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、必要な修正をするとともに、添付書類のうち「2024年3月期第3四半期連結累計期間（自2023年4月1日 至2023年12月31日）の連結業績の概要」を削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

2024年3月期第3四半期連結累計期間（自2023年4月1日 至2023年12月31日）の連結業績の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部 【参照情報】

（訂正前）

### 第1【参照書類】

< 前略 >

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第1四半期（自2023年4月1日 至2023年6月30日）2023年8月14日関東財務局長に提出

事業年度 第63期第2四半期（自2023年7月1日 至2023年9月30日）2023年11月14日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2024年2月8日に関東財務局長に提出

< 後略 >

## 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月8日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月8日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

### 第1【参照書類】

< 前略 >

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第63期第1四半期（自2023年4月1日 至2023年6月30日）2023年8月14日関東財務局長に提出

事業年度 第63期第2四半期（自2023年7月1日 至2023年9月30日）2023年11月14日関東財務局長に提出

事業年度 第63期第3四半期（自2023年10月1日 至2023年12月31日）2024年2月14日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月30日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2024年2月8日に関東財務局長に提出

< 後略 >

## 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月14日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年2月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。